

問題

司法書士試験 平成 19 年

問題 1 共有に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで農地である共有地を造成して宅地にする工事を行っている場合には、他の共有者は、当該共有者に対して、当該工事の差止めを請求することができる。

イ 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで共有地を占有している場合には、他の共有者は、当該共有者に対して当該共有地の明渡しを請求することができる。

ウ 第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独では、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができない。

エ 第三者が共有地を不法に占有している場合において、当該第三者に対して 不法行為に基づく損害賠償の請求をするときは、各共有者は、自己の持分の割合を超えて損害賠償を請求することができない。

オ 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで共有地を第三者に賃貸している場合には、他の共有者は、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

解説

共有①

正解 2

次のとおり、正しいものはア・エであるから、正解は2となる。

ア 正しい

判例は、共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損傷しあるいはこれを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできるとしている（最判平10. 3. 24）。

イ 誤り

判例は、共有物の持分の価格が過半数をこえる者は、共有物を単独で占有する他の共有者に対し、当然には、その占有する共有物の明渡しを請求することができないとしている（最判昭41. 5. 19）。

ウ 誤り

判例は、第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独では、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができるとしている（大判大10. 7. 18）。

エ 正しい

判例は、共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできないとしている（最判昭51. 9. 7）。

オ 誤り

判例は、共有者の一部の者から共有物を占有使用することを承認された第三者に対しては、その占有は、同意をした共有者の持分に基づくものと認められる限度で、共有物を占有使用する権限を有するから、その余の共有者は、当然には、共有物の明渡しを請求することができないとしている（最判昭63. 5. 20）。

問題

司法試験 平成 11 年

問題 2 次のアからオまでの記述のうち、適切でないものを 2 個組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 甲不動産を譲り受けてそれを共有する者は、その不動産の譲渡人から所有権移転登記を経由している無権利者に対して、各自単独で、自己の持分について登記をするように請求することができるが、不実の所有権移転登記全部の抹消を請求することはできない。

イ 共有者の一人が他の共有者の同意を得ることなく甲不動産を占有利用している場合、他の共有者は、各自単独で、その持分に応じた利用を阻害しないようにとの請求をすることができる。

ウ 第三者が共有者の一人の同意のみに基づいて甲不動産を占有利用している場合、持分の過半数を有する他の共有者は、その全部の返還を請求することができる。

エ 共有者の一人が他の共有者の同意を得ることなく甲不動産に対し物理的変更を加えた場合、他の共有者は、各自単独で、その原状回復を請求することができる。

オ 第三者が無権原で甲不動産を占有利用している場合、共有者は、各自単独で、その全部の返還を請求することができるが、甲不動産の不法占有から生ずる損害の全部の賠償は請求することができない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

解説

共有②

正解 2

次のとおり、適切でないものはア・ウであるから、正解は2となる。

ア 適切でない

判例は、不動産共有者の1人はその持分権に基づき、単独で当該不動産につき登記簿上所有名義を有する者に対しその登記の抹消を請求することができるとしている（最判昭31.5.10）。

イ 適切である

共有者の1人が他の共有者の同意を得ることなく甲不動産を占有利用している場合、他の共有者は、各自単独で、その持分に応じた利用を阻害しないようにとの請求をすることができる。

ウ 適切でない

判例は、共有者の一部の者から共有物を占有使用することを承認された第三者に対しては、その占有は、同意をした共有者の持分に基づくものと認められる限度で、共有物を占有使用する権限を有するから、その余の共有者は、当然には、共有物の明渡しを請求することができないとしている（最判昭63.5.20）。

エ 適切である

判例は、共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損傷しあるいはこれを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできるとしている（最判平10.3.24）。

オ 適切である

判例は、共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできないとしている（最判昭51.9.7）。